

「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき検証を行う官民ファンドについて

〔平成26年12月22日
官民ファンドの活用推進に関する
関係閣僚会議決定案〕

「官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定、平成26年6月27日一部改正）」に基づき検証を行う官民ファンドに、独立行政法人科学技術振興機構を加える。

(参考)

「官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定、平成26年6月27日一部改正）」に基づき検証を行う官民ファンド

1. 株式会社産業革新機構
2. 独立行政法人中小企業基盤整備機構
3. 株式会社地域経済活性化支援機構
4. 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
5. 株式会社民間資金等活用事業推進機構
6. 官民イノベーションプログラム
7. 株式会社海外需要開拓支援機構
8. 耐震・環境不動産形成促進事業
9. 株式会社日本政策投資銀行における競争力強化ファンド
10. 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構